# ID:　81

## 担当部署:　教育委員会事務局 生涯学習課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 使用料の徴収 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 藤崎アップル球場条例　第8条第2項本文 | | | |
| **例規番号** | | 平成22年条例第22号 | | | |
| 【根拠条文】  (使用料)  第8条　球場の使用料は、無料とする。  2　前項の規定にかかわらず、照明設備を使用する場合には、使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。  3　前項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会は、使用者の責めによらない理由により球場を使用することができなくなったとき、又は特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。  【基準】  根拠条文に同じ。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |